

## 団体正会員規則

### (目的)

第1条 この団体正会員規則（以下「本規則」という）は、特定非営利活動法人国際教育eスポーツ連盟ネットワーク日本本部（以下「当法人」という）定款第2章の規定等に基づき、団体正会員に関する資格、権利義務および運営方法等を定め会員の地位の安定を図ることを目的とする。

### (会員の種別)

第2条 当法人の目的に賛同し、本法人定款第3章の社員総会を構成する者として入会した法人または団体を団体正会員とする。

2 団体正会員は、本法人定款第6条に基づき、特定非営利活動促進法上の社員とする。

### (入会手続)

第3条 当法人の団体正会員になろうとする団体は、入会申込書を当法人に提出しなければならない。

2 当法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

- (1) 過去に当法人の団体正会員であった者で、定款第9条2項又は第10条により当法人の会員の資格を喪失してから3年以上経過していること。
- (2) 入会申込書及び添付された関係書類等から、団体正会員としてふさわしいものと認められる団体であること。
- (3) 当法人の社員総会の構成員として積極的に社員総会の運営に関与する意思があること。

### (入会金および会費)

第4条 団体正会員は、次の金額を納入するものとする。なお、入会金は入会審査・登録等の事務手続に要する費用として徴収し、会費は当法人の事業運営に要する費用に充てるものとする。

- (1) 入会金 300,000円
- (2) 会費 300,000円

### (会費等の納入)

第5条 当法人に入会した団体正会員は、入会決定通知を受けた日から15日以内に、入会金及びその事業年度の会費を当法人所定の方法により納入しなければならない。なお、事業年度の途中で入会した団体正会員の事業年度の会費は、理事会の決議によってこれを減免することができる。

- 2 前年度より団体正会員である団体は、毎事業年度の会費として5月末日までに当法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 団体正会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳に記載

し、その経過を明らかにしなければならない。

4 既納の入会金および会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会費等未納時の措置)

第6条 会費等を本規則第5条にて定める納入期限を過ぎても納入しない場合、当法人は当該団体正会員の議決権行使資格および本規則8条に規定する会員特典の利用を一時停止することができる。

2 納入期限を2か月経過しても未納が解消されない場合、当法人は当該団体正会員の会員資格を停止することができる。

3 納入期限から1年以上会費等を滞納した場合は、当法人定款第9条2項に基づき退会したものとみなす。

(議決権行使担当者)

第7条 団体正会員は、当法人の社員総会における議決権行使のため、議決権行使担当者を1名登録するものとする。

2 議決権行使担当者は、当該団体の権限に基づき、当法人に対する意思表示を行う責任を負う。

3 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに当法人に届け出なければならない。

(会員特典)

第8条 当法人は、団体正会員に対し、次の特典を原則として提供する。なお、当法人の事業状況等により、内容を変更する場合がある。

(1) パートナー団体としての認定および公式媒体への掲載。

(2) 本法人の定める方法により、広報物等に、団体正会員である旨を表示することができる。

(守秘義務)

第9条 団体正会員は、当法人の業務上知り得た非公開情報を第三者に漏洩してはならない。

(名称およびロゴ使用)

第10条 団体正会員が当法人の名称、ロゴ、各種標章等を使用する場合は、事前に当法人の承認を得なければならない。

(禁止事項)

第11条 団体正会員は、次の行為を行ってはならない。

(1) 法令または公序良俗に反する行為。

- (2) 当法人の信用またはブランドを毀損する行為。
- (3) 反社会的勢力との関与。
- (4) 本規則第8条に定める団体正会員特典を第三者に譲渡もしくは使用させること。

(電子手続)

第12条 当法人は、通知、議決、委任状提出その他の手続きを、電磁的方法により行うことができる。

(会員の資格の喪失及び退会)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 1年以上音信不通のとき。
- (5) 除名されたとき。

2 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第14条 団体正会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 当法人定款及び規則などに違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により団体正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該団体正会員に弁明の機会を与えなければならない。

(改廃)

第15条 本規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補則)

第16条 本規則に定めのない事項は、理事会の議決を経て別途定める。

附則

- 1 本規則は、令和7年2月16日開催の理事会において承認された日より施行する。
- 2 本規則施行以前に入会した団体正会員についても、本規則を適用する。